2018年10月23日 日本医師会日医総研ワーキングペーパーNo.418

http://www.imari.med.or.jp/research/working/wr_660.html

がん治療と就労の両立のための医師連携に関する調査(第一報)

趣旨

第3期がん対策推進基本計画に盛り込まれているがん患者の就労支援(P.17)には大きな期待が寄せられているが、臨床では治療が第一義であり、就労との調整へのがん診療の主治医の関与は薄い。

平成29年3月、事業場における治療と 職業生活の両立支援のためのガイドライン(P.6-) [表1] が示されたが、臨床側の理 解は進んでいない。

平成30年4月の診療報酬改定において、「療養·就 労両立支援指導料」(P.18)が新設されることとなった。 そこで、職場へ提出する診断書・意見書への記載内容等 について、改定前の状況を調査した。

対象と方法

都道府県がん診療連携拠点病院および地域がん診療連携拠点病院を対象とし、がん診療担当医調査(P.31)と施設調査用(P.32)の調査票を院長あてに郵送し、各病院 10 人程度のがん診療に従事する医師から自記式で回答を求め、病院ごとに郵送回収した。

並行して労働行政と地方保健行政の連携事例を取材した。

調査結果の概要

- 438施設中 158施設(回収率 36.1%) 1284 人から施設 調査及び診療医調査への回答を得た。
- 2. 職場へ提出する診断書・意見書への、職場復帰の見通しや 復職に関する留意事項など就労に関する記載は半数に充た なかった(P.35) 図1]。職場へ提出する診断書・意見書を患 者と相談して作成は4分の3であった(P.36) 図2]。
- 3. 院内のがん相談支援センターの活用について「よくある」は28%、「一度もない」24%「知らない」5%であった(P.39) 図3)。

表1. 事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインより

治療と職業生活の両立支援の進め方

① 労働者が事業者へ申出

- ・労働者から、主治医に対して、一定の書式を用いて自らの業務内容等を提供
- ・それを参考に<u>主治医が</u>、一定の書式を用いて症状、就業の可否、時短等の望ましい 就業上の措置、配慮事項を記載した書面を作成
- ・労働者が、主治医に作成してもらった書面を、事業者に提出

② 事業者が産業医等の意見を聴取

- ・事業者は、労働者から提出された主治医からの情報を、産業医等に提供し、就業上の措置、治療に対する職場での配慮に関する<u>意見を聴取</u>
- ③ 事業者が就業上の措置等を決定・実施
 - ・事業者は、主治医、産業医等の意見を勘案し、労働者の意見も聴取した上で、<u>就業</u>の可否、就業上の措置(作業の転換等)、治療に対する配慮(通院時間の確保等)の内容を決定・実施
 - ※その際には、上記の具体的な支援内容をまとめた「両立支援プラン」の作成が望ましい

図 1 職場へ提出する診断書・意見書への記載内容

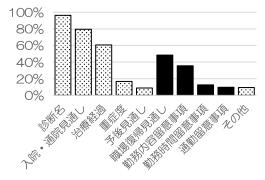


図2 職場へ提出する診断書・意見書記載時の 患者との調整状況

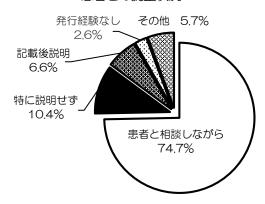
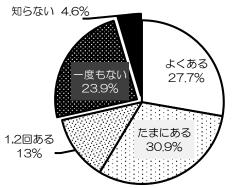
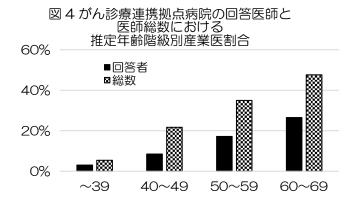


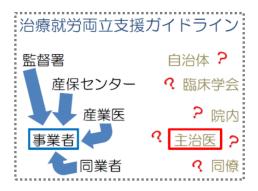
図3院内のがん相談支援センターの活用



考察

1. 産業保健側の施策が臨床側に周知されない要因として、労働 行政は国が直接所管し、がんをはじめとする保健医療行政は 自治体が実施しているという体制の違いが挙げられる。また、 がん診療連携拠点病院の担当医では産業医研修修了者は 12%((P.33- 医師全体では24%) 図4]にとどまるなど、 産業保健への関心が低いことも挙げられる。







- 2. 地域によっては国直轄の地方労働局と広域自治体がすでに連携している例もあり、そういった地域では国の示す両立支援方策もいち早く実践されている(P.19-)。
- 3. がん診療医の就労への関心を高めるためには、産業医側からのアプローチが重要と考えられる。また、療養·就労両立支援指導料の効果も注目される。がん診療連携拠点病院内での主治医等に対する ー層の研修啓発が望まれる。

参考 平成 30 年度厚生労働省予算の概要

健康局予算:がんとの共生25億円 【31年度は33億円に増額】

がん患者の仕事と治療の両立支援モデル事業 31 百万円

がん相談支援センターに、両立支援コーディネーターの研修を受講した相談支援員を専任で配置し、各個人の状況に応じた「治療と仕事両立プラン」の策定などの支援を行うモデル事業を実施する。 (補助先)がん診療連携拠点病院(補助率)定額

【31 年度は 1.1 億円に増額のほか、がん患者の就労に関する総合支援事業に 4.3 億円】

労働基準局予算:治療と仕事の両立 14 億円【31 年度は 18 億円に増額】

治療と仕事の両立支援に関する取組の促進 14 億円【31 年度は 18 億円に増額】

- 労働者が治療と仕事を両立できる環境を整備するため、平成28年2月策定の「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の普及推進など、両立支援の導入・拡充に向けて一般国民を含めた周知・啓発を推進する。
- 企業における治療と仕事を両立させるための制度の導入に対して助成金による支援を行う。
- 主治医と会社の連携の中核となり、患者に寄り添いながら、個々の患者ごとの治療と仕事の両立に向けた支援を行う両立支援コーディネーターを育成・配置する。
- 主治医、会社、産業医が効果的に連携するためのマニュアルの作成・普及を行う。
- がん、難病、脳卒中、肝疾患等について、疾患ごとの治療方法や症状の特徴や、両立支援に当たっての留意事項を示した企業向けの疾患別サポートマニュアル等の作成・普及を行う。

日医総研ワーキングペーパー がん治療と就労の両立のための医師連携 (羽鳥構成員提出資料)

下記ホームページアドレス、QR コードで参照可能です。

http://www.jmari.med.or.jp/download/WP418.pdf

